政府アンケート：

ビジネスと人権に関する行動

**アンケートへのご協力に感謝を申し上げます。**

**本アンケートは、政府がビジネスと人権についてどのような行動をとられているかを調査するものです。**

**国連人権理事会が2011年に承認した「**[**国連・ビジネスと人権に関する指導原則**](http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)**」には、ビジネス関連の人権侵害からの保護を提供する国家の義務、人権を尊重する企業の責任および被害者が救済措置にアクセスできるようにする必要性が掲げられています。このアンケートで行なう質問は、政府がこの指導原則をどのように実施しているかに関するものです。その他のツールと指針は**[**こちら**](http://business-humanrights.org/en/un-guiding-principles/implementation-tools-examples/implementation-by-governments)**をご参照ください（英語）。**

**アンケートへのご記入は、政府がビジネスと人権に関してとってきた措置に精通している政府の代表者にお願いいたします。政府を代表する1名の方が政府としての回答を調整していただいても、異なる省庁から選ばれた複数の政府代表者がそれぞれの知識に基づいて記入いただく方法でも結構です。**

**質問の中には、国連・ビジネスと人権に関する作業部会が今年前半に実施した**[**調査**](http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/20140424-NAP_quesionnaire_ENG.doc)**（英語）と関連するものもあります。これについて貴国政府がすでに同作業部会に情報を提供されている場合、その回答を本アンケートでも活用できる可能性もあります。該当する質問は明示してあります。**

**調査票のワードファイルはこちらから、オンライン調査はこちらから利用できます。**

**アンケートへのご記入は2014年10月31日までにお願いいたします。何か疑問点があれば、****takahashi@business-humanrights.org****まで遠慮なくご連絡ください。**

**国名：**

**回答した省／庁：**

**回答者名：**

本項目は部外秘とし、確認のためにのみ使用します。

**Eメールまたは電話番号：**

本項目は部外秘とし、確認のためにのみ使用します。

|  |
| --- |
| **1．貴国政府は、企業活動が人権に悪影響を及ぼさないようにするために何らかの取り組みを行なってきましたか。そのうち、特に効果があったと考えられるるのはどのような取り組みですか。1つまたは複数の例を挙げてください。** |

その取り組みが国際人権基準を参照したものであるかどうか、また影響を受けるステークホルダーとの協議に基づいて進められたかどうか、記入してください。

|  |
| --- |
| **2．政府部内で、ビジネスと人権について重要な責任を有しているのはどの省庁ですか。** |

複数の省庁が関与している場合、政府として省庁間の一貫性をどのように確保しているのか、記入してください。

|  |
| --- |
| **3．2011年6月に国連指導原則が承認されて以降、貴国政府はビジネスと人権に関する新たな取り組みを行ない、またはすでに行なっていた取り組みを強化しましたか。** |

* **はい　（設問3.1へ）**
* **いいえ（設問4へ）**

|  |
| --- |
| **3.1　以下のリストは、企業が影響を及ぼす可能性がある人権問題を挙げたものです。****貴国政府が2011年6月以降、優先順位が高いと認め、措置を取られた問題を5つ挙げてください。** |

企業が及ぼす影響の種類：

* 健康（環境保健、職場での健康・安全を含む）
* 強制労働・人身取引
* 差別
* セクシュアル・ハラスメント
* 中核的労働基準（結社の自由及び団結権の保障を含む）
* 土地に関する権利および立退き
* 水へのアクセス
* 居住
* 表現の自由およびプライバシー権
* 紛争地域での事業
* 企業操業のための警備に関連する人権侵害（例：拷問・虐待）
* 租税回避行為
* 女性の権利
* 子ども（児童労働を含む）
* 先住民族集団／民族的・人種的マイノリティ
* 移住労働者
* その他　　　　　　　　　　　　　　（具体的に）

|  |
| --- |
| **3.2　 設問3.1で選択された問題の1つまたは複数について、貴国政府がとった措置の例を挙げてください。** |

その取り組みが国際人権基準を参照したものであるかどうか、また影響を受けるステークホルダーとの協議に基づいて進められたかどうか、記入してください。

回答では、以下のような措置について言及していただくことが考えられます。[[1]](#footnote-1)

* 立法上または憲法改正による措置
* 規制措置
* 司法上の措置
* 法令の執行
* 公共調達
* 国家財政上の措置（輸出信用機関による保証、その他の政府融資・保証等）
* 企業に人権に関する報告要件を課すこと
* 許認可における社会的・環境的考慮（影響評価の義務付けを含む）
* 国有企業関連の措置
* 投資・貿易協定
* 指導およびインセンティブ

人権デュー・ディリジェンスについて政府がとった措置の例は[こちら](http://hrdd.accountabilityroundtable.org/sites/default/files/Human%20Rights%20Due%20Diligence%20-Examples-.pdf)を参照（英語）。

|  |
| --- |
| **問題1（設問3で選択したもの）についてとった措置の例** |

|  |
| --- |
| **問題2（設問3で選択したもの）についてとった措置の例** |

|  |
| --- |
| **問題3（設問3で選択したもの）についてとった措置の例** |

|  |
| --- |
| **問題4（設問3で選択したもの）についてとった措置の例** |

|  |
| --- |
| **問題5（設問3で選択したもの）についてとった措置の例** |

|  |
| --- |
| **4．貴国政府は、国連人権理事会や国連・ビジネスと人権に関する作業部会が奨励しているように、ビジネスと人権に関する国家行動計画をすでに採択しましたか。または、今後採択する予定はありますか。[[2]](#footnote-2)** |

国家行動計画を今後採択しようとしている場合、具体的なタイムスケジュールを述べてください。また、企業の社会的責任、開発または人権に関する国家的行動計画にビジネスと人権に関する項目が含まれている場合、それについても言及してください。

|  |
| --- |
| **4.1　国家行動計画をすでに採択した（または採択の予定がある）場合、その計画で国際人権基準が参照され（てい）るかどうか、また影響を受けるステークホルダーとの協議に基づいて策定された（される）ものかどうか、記入してください。** |

|  |
| --- |
| **5． 救済措置へのアクセス** |

以下の設問へのご回答では、これらの取り組みが国際人権基準を参照したものであるかどうか、また影響を受けるステークホルダーおよび専門家（法的代理人を含む）との協議に基づいて進められたかどうか、明らかにしてください。

|  |
| --- |
| **5.1　新たな司法上・行政上の救済措置を発展させるために、またはすでに設けられている被害者救済措置へのアクセスを難しくしている障壁を取り除くために、どのような措置をとられましたか。[[3]](#footnote-3)** |

対応されるべき障壁としては、例えば申立て費用が高いこと、弁護士およびその他の法的リソース（NGOによる法律扶助等）が存在しないこと、法律上の障壁（被害者が企業を相手取って人権に関する申立てを行なうことを認めない主義等）などが考えられます。

とられた措置としては、例えば法的扶助を提供するための措置、集団的申立てまたは集団訴訟）を認めるための措置、検察官のリソースを強化する措置などが考えられます。

行政上の救済措置としては、労働審判所による決定や、法律としての効力を有するその他の規則による措置が考えられます。

|  |
| --- |
| **5.2　新たな非司法的救済措置を発展させること、すでに設けられているメカニズムを向上させること、被害者にとっての障壁を縮小させることのために、どのような措置がとられましたか。[[4]](#footnote-4)** |

非司法的救済措置としては、OECD多国籍企業行動指針に基づく各国連絡窓口、産業別の苦情処理担当事務所、政府も関与するマルチステークホルダー型の取り組みなどが考えられます。

|  |
| --- |
| **5.3　貴国に本社を置く企業またはその子会社について、貴国政府は、国外で生じた人権面での影響に関する説明責任を強化するための措置をとられましたか。とられたのであれば、具体的に述べてください。[[5]](#footnote-5)** |

貴国に本社を置く企業が国外で重要な活動を行なっていない場合、この設問は貴国には該当しない旨、記入してください。

|  |
| --- |
| **6．以下のそれぞれの要因が、貴国政府がビジネスと人権についての行動をとりにくくしている要因としてどの程度重大か、それぞれ明らかにしてください。** |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **要因** | **最も重大** | **重大** | **それほど****重大でない** | **無関係** |
| 法令執行、監視および訴追のためのリソースがない |  |  |  |  |
| 政府内で反対がある、または合意がとれていない |  |  |  |  |
| 経済的利益集団や事業者団体の反対がある |  |  |  |  |
| その他、政府外の有力者・有力団体の反対がある |  |  |  |  |
| 外国政府または多国籍機関から課された政治的制約 |  |  |  |  |
| 外国からの投資を抑制することになるのではないかという懸念 |  |  |  |  |
| ビジネスと人権に関する理解・意識が政府内で欠けている |  |  |  |  |
| 政府省庁間の調整に課題がある |  |  |  |  |
| その他　　　　　　　　　　　　　　 |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| **6.1　ビジネスと人権に関する諸問題の改善に役立つ支援を受けられるとしたら、貴国政府はどのような形態の支援を最も歓迎しますか。** |

支援の形態としては、人材育成などのキャパシティービルディング、研修、技術的援助、知識の共有、同様の立場にある国々との協調的学習などが考えられます。

|  |
| --- |
| **7． ビジネスと人権を推進するために今後どのように連携していけるかのアイデア、もしくはそれ以外のコメントがあればご記入ください。** |

|  |
| --- |
| **アンケートへのご協力、ありがとうございました。****何かご質問があればtakahashi@business-humanrights.orgまでご連絡ください。** |

|  |
| --- |
| **その他参考資料**[**国連・ビジネスと人権に関する指導原則**](http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)国連「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題」に関するワーキンググループ（英語）[UN Working Group on business & human rights](http://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/NationalActionPlans.aspx)*ビジネスと人権に関する国家行動計画の寄託機関*「ワーキングペーパー：指導原則で国家に求められている諸措置」（英語）デンマーク人権研究所Stephanie Lagoutte著[Working Paper: Steps expected of states under UN Guiding Principles](http://business-humanrights.org/en/danish-institute-for-human-rights-explains-actions-expected-of-states-under-un-guiding-principles)*By Stéphanie Lagoutte, Danish Institute for Human Rights***「報告書：人権デュー・ディリジェンス－国家の役割」**（英語）[Report: Human Rights Due Diligence - The Role of States](http://business-humanrights.org/en/report-human-rights-due-diligence-the-role-of-states)*By Professor Olivier De Schutter; Professor Anita Ramasastry; Mark B. Taylor; Robert C. Thompson***「ツールキット：ビジネスと人権に関する国家行動計画」**（英語）[Toolkit: National Action Plans on Business and Human Rights](http://business-humanrights.org/sites/default/files/documents/DIHR%20-%20ICAR%20National%20Action%20Plans%20%28NAPs%29%20Report.pdf)*By International Corporate Accountability Roundtable & Danish Institute for Human Rights***その他のツールと指針は**[**こちら**](http://business-humanrights.org/en/un-guiding-principles/implementation-tools-examples/implementation-by-governments)**を参照（英語）。** |

1. 国連作業部会が実施した調査への回答を活用していただいても結構です（8a〔指導〕、8－12〔報告〕、14－15〔公共調達〕、16〔国有企業〕、17〔国家財政上の措置〕、20〔許認可における社会的・環境的考慮〕、21－23〔投資・貿易〕）。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 国連作業部会が実施した調査の、設問5および25への回答を活用していただいても結構です。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 国連作業部会が実施した調査の、設問29への回答を活用していただいても結構です。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 国連作業部会が実施した調査の、設問30－32への回答を活用していただいても結構です。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 国連作業部会が実施した調査の、設問18－19および28への回答を活用していただいても結構です。 [↑](#footnote-ref-5)